

最終改正:

改正内容:平成29年7月7日規則第17号〔平成29年7月7日〕

○日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成29年7月7日規則第17号

日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、「基準時」とは、法第3条第2項の規定により、条例第4条又は条例第5条の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（用途の制限）

第3条 条例別表第2口欄第2号の規定により規則で定める建築物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3及び第130条の5の3に掲げるものとする。

2 条例別表第2口欄第4号の規定により規則で定める建築物は、令第130条の5に掲げるものとする。

（許可の申請等）

第4条 条例第10条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書（別記様式第1号）正本及び副本それぞれに申請の理由書、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、字図及び市長が必要と認める図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可をしたときは許可通知書（別記様式第2号）に同項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請に基づき許可をしないときは、許可しない旨の通知書（別記様式第3号）に、第1項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の許可に必要な条件を付けることができる。

（許可の取消し）

第5条 許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な行為によって許可を受けたとき。

（2）許可に付けた条件に違反したとき。

（3）許可に係る建築物の設計変更について第6条の規定に違反したとき。

（許可内容の変更）

第6条 許可を受けた者は、その許可を受けた内容を工事完了前に変更しようとするときは、第4条の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が既に許可を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、設計変更承認申請書（別記様式第4号）の正本及び副本に、当該変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更承認通知書（別記様式第5号）により、許可をしないときはその理由を記載した文書により、当該申請者に通知するものとする。

（建築主変更届）

第7条 許可を受けた建築物の工事完了前に、当該許可に係る建築物の建築主又は建築主の住所に変更があったときは、変更前の建築主は、建築主変更届（別記様式第6号）に許可通知書を添付して市長に届け出なければならない。

（申請の取り下げ届）

第8条 第5条第1項の規定により許可申請書を提出した者が、市長が許可等の処分をする前に申請を取り下げようとするときは、取り下げ届（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ届）

第9条 許可を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届（別記様式第8号）に許可通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第10条 法第3条第2項の規定により条例第4条の規定の適用を受けない建築物について条例第11条の規則で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

（1）増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第8項まで及び条例第5条並びに法第53条及び条例第6条の規定に適合すること。

（2）増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（3）増築後の条例第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（補則）

第11条 この規則の施行について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

許可申請書

(第一面)

日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第10条第1項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(あて先) 日南市長

年 月 日

申請者氏名 (*)

(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

【1 申請者】

【イ 氏名のフリガナ】
【ロ 氏名】
【ハ 郵便番号】
【ニ 住所】
【ホ 連絡先電話番号】 ()
【ヘ 電子メールアドレス】 @

【2 設計者】

【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ 氏名】
【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ 郵便番号】
【ホ 所在地】
【ヘ 連絡先電話番号】 ()
【ト 電子メールアドレス】 @

※受付欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(注意) ※印のある欄は記入しないでください。

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】

【2 住居表示】

【3 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【4 その他の区域、地域、地区、街区】

【5 道路】

【イ 幅員】

【ロ 敷地と接している部分の長さ】

【6 敷地面積】

【イ 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ 用途地域等】 () () () () ()

【ハ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () ()

【ニ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () () ()

【ホ 敷地面積の合計】 (1) () () () () ()

(2)

【ヘ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ 備考】

【7 主要用途】 (区分)

【8 工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ 建築面積】 () () () ()

【ロ 建蔽率】 () () () ()

【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ 建築物全体】 () () () ()

【ロ 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () ()

【ハ エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()

【ニ 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () ()

【ホ 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ヘ 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【ト 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【チ 自家発電設備の設置部分】 () () () ()

【リ 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ヌ 住宅の部分】 () () () ()

【ル 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () ()

【7 建築基準法第52条の規定による建築物の延べ面積】 () () () ()

【7 建築基準法第52条の規定による建築物の容積率】 () () () ()

【11 建築物の数】

【イ 申請に係る建築物の数】

【□ 同一敷地内の他の建築物の数】				
【12 工事着手予定年月】	年	月		
【13 工事完了予定年月】	年	月		
【14 その他必要な事項】				
【15 備考】				
(第三面)				
建築物別概要				
【1 番号】				
【2 工事種別等】	□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替 □既設			
【3 構造】	造	一部	造	
【4 高さ】				
【イ 最高の高さ】				
【ロ 最高の軒の高さ】				
【5 階別用途別床面積】				
【イ 階別用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分) (合計)
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
【ロ 用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分) (合計)
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
【6 その他必要な事項】				
【7 備考】				

許可通知書

文 書 番 号
平 成 年 月 日

申請者 様

日南市長 

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第10条第2項の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

条件

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

許可しない旨の通知書

文 書 番 号
平 成 年 月 日

申請者 様

日南市長



別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記理由により日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第10条第2項による許可をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

審査請求及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に日南市長に対し審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に日南市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において日南市を代表する者は、日南市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

設計変更承認申請書

(あて先) 日南市長

申請者氏名 (*)

(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付、日地発第 号で許可された申請書について、次のとおり設計変更したいので、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第6条第2項の規定により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主 (築造主)	フリガナ 氏 名			
	住 所	〒	連絡先電話番号 電子メールアドレス	() @
設計者	資 格	() 建築士 () 登録第 号		
	住 所	〒	連絡先電話番号 電子メールアドレス	() @
	氏 名			
	建築士事務所名 事 務 所 登 録	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
地名地番	日南市			
変更内容	変更前の計画		変更後の計画	理 由
※受付欄		※決裁欄		※承認番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

(注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 許可等の通知書及び変更図書を添付してください。

設計変更承認通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請があった下記許可に係る設計変更承認申請については、承認しましたので、
日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

日南市長 印

記

- 1 許可年月日及び番号 平成 年 月 日 地発第 号
- 2 建築場所 日南市

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

建 築 主 変 更 届

(あて先) 日南市長

変更前の建築主

届出者氏名 (*)

届出者氏名 (*)

(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり建築主に変更があったので、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第7条の規定により、届け出ます。

建 築 主 (設 置 者 ・ 築 造 主)	新	フリガナ名	
		住所〒	連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
	旧	フリガナ名	
		住所〒	連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
許可年月日及び 番号	年 月 日 第 号		
地 名 地 番	日南市		
備 考			
※受付欄		※決裁欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 新旧の建築主が連署して提出してください。
3 押印する場合、旧建築主の印は、確認等の申請書に押印したものと同一のものとしてください。
4 許可通知書を添付してください。

年 月 日

取 り 下 げ 届

(あて先) 日南市長

届出者氏名 (＊)
(＊)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日 第 号で提出した許可申請書を取り下げたいので、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第8条の規定により、届け出ます。

建 築 主	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
代 理 者	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
地 名 地 番	日南市	
建 築 物 等 の 主 要 用 途		
取 下 げ 理 由		
※受付欄		※決裁欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 届出者は、建築主となります。
3 押印する場合、届出者の印は、確認等の申請書に押印したものと同一のものとしてください。

年 月 日

取 り や め 届

(あて先) 日南市長

届出者氏名 (*)

(*)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の工事を取りやめたので、日南市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第9条の規定により、届け出ます。

建 築 主	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 () 電子メールアドレス @
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
地 名 地 番	日南市	
取りやめた理由		
備 考		
※受付欄		※決裁欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 届出者は、建築主となります。
3 押印する場合、届出者の印は、確認等の申請書に押印したものと同一のものとしてください。
4 許可通知書を添付してください。